

株式会社ノース・フィール

特定施設入居者生活介護 ネオ 運営規程

（目的）

第1条 この運営規程は、株式会社ノース・フィールが開設する 株式会社ノース・フィール 特定施設入居者生活介護 ネオ（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の介護員等は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護およびその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 安定且つ継続的な事業運営に努める。

3 事業の実施にあたっては、介護支援事業者及び介護予防事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 株式会社 ノース・フィール 特定施設入居者生活介護 ネオ
- 2 所在地 札幌市東区北37条東28丁目6番10号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数、（特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を兼務）および職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤・兼務：介護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名以上（うち常勤職員 1 名以上）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

3 看護職員 2 名以上（うち常勤職員 1 名以上）

介護職員 要支援者 10 名に対し 1 名以上、要介護者 3 名に対し 1 名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
なお、看護職員・介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者及び要支援者の介護に支障がない時は、要介護者及び要支援者以外の入居者にサービスを行う。

4 機能訓練指導員 1 名以上(うち常勤職員 1 名以上)

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

5 計画作成担当者 1 名以上(うち常勤職員 1 名以上)

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員および居室数)

第6条 事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

1 入居定員 75名

2 居室数 48室

うち2人部屋27室 個室21室

(事業の内容及び利用料、その他の費用)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち 各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

① 食事、排泄、入浴、外出等の介助及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練

③ 送迎車等による送迎

④ 施設行事、レクリエーション等の提供

但し、次にあげる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

1 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用料金表に掲げる金額

2 レクリエーション行事等に係る材料費・創作物費用は、希望者に限り実費負担となる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入居及び事業の提供に関する契約を文章によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の施設又は引用に共する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業を実施中に、利用者の病状等に急変があった場合、又はその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する

- 1 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 2 消防設備、設備等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第11条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当 職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家庭に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供にともなう、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する

(衛生管理)

第14条 事業を提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止の為の指針の整備
- 3 虐待防止を啓発・普及するため定期的な研修、新入職時の研修実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者 林 賢造
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、緊急虐待防止委員会の開催これを市町村に通報するものとする。

（感染防止）

第17条 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を

おおむね4ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体的拘束等の禁止）

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - （1）事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第19条 本事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用時3日間
- 二 継続研修 年2回

- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ノース・フィールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月 27日から施行する。